

# 令和2年度 松戸市障害者計画推進協議会

## 第3回 障害者計画策定部会

日時：令和2年10月29日（木）  
午後3時00分から午後5時00分まで  
場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

### 1 開会

### 2 福祉長寿部参事監挨拶

中沢参事監：本来であれば福祉長寿部長、郡からご挨拶をするところですが、本日所用のため欠席により、私からご挨拶申し上げます。本会議につきましては、これまで2回の策定部会が開催され、皆様の意見を反映して本日最終的な案をご提出したところでございます。この中で3つの計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の計画案を本日皆様からのご意見を踏まえて上部機関であります推進協議会の方にご提出できればと思っております。本日も忌憚のないご意見をいただきながら、取りまとめて上部機関にあげられればと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願いいたします。

### 3 議題

部会長：それでは、次第に従って議事を進めてまいりたいと存じます。議題の1になります「第3次松戸市障害者計画報告案について」事務局より説明をお願いします。

事務局：前回、委員の皆様よりご質問いただき、お答えできなかった点等について、この場をお借りしてご回答いたします。

まず、特別支援学校と地域の関わりという点につきましては、学校によって取り組み方は異なりますが、地域の方への普及活動を実施していると回答いただきました。例えば、校内で学生たちの販売会を行うときには、近隣の方々に対し、学生たちと職員でポスティングをして案内を行っているとのことでした。また、障害者スポーツのボッチャを地域の方と行う地域活動に取り組んでいるという特別支援学校もございました。

続きまして、前回会議の最後に配布させていただきました質問・意見票を委員より頂戴しましたので、簡単にご紹介させていただきます。

地域生活支援事業の移動支援と日中一時支援について特別支援学校の高等部を卒業後の日中活動の場として拡充していただきたいというご意見をいただきました。こちらにつきましては障害者関係団体からも同様の意見を頂戴しており、今後ご説明差し上げます第5章のサービスの見込み量の確保の部分でふれさせていただいておりますので宜しく願います。

では、議題1「第3次松戸市障害者計画報告（案）」についてご説明をいたします。資料1-1をご覧ください。

こちらは、前回会議においてご指摘いただいた点を踏まえて、見直しを行った施策の体系の修正案になります。まず、施策名につきましては、2点変更をいたしました。

1点目が前回、第1節の3「権利擁護体制の確立」としておりましたが、後退したイメージがあるというご指摘がございましたので、「権利擁護体制の推進」に修正いたしました。

2点目が第5節の2の施策名につきまして、委員より「想定できないことが起こった場合にも対応できるように表現を膨らませるのはどうか」というご意見を頂戴いたしましたので、「防犯・防災対策及び感染症」の後に「等」を加えております。

続きまして、指標の見直しを行いましたので、ご説明いたします。

見直しした指標は二つです。赤く色づけをした項目が見直しを行った箇所です。まず、1点目は第1節の「1 市民意識の醸成」の指標につきまして、前はふれ合う機会を増やすことに着目した指標としておりましたが、委員より「ふれ合う機会ではなく、興味・関心を持ってい

ただくことの方が重要」というご指摘をいただきましたので、「ふれ合う機会がない」と回答した人のうち、「交流したいとは思わない・分からない」と回答した人の割合を減らすことを指標といたしました。現状値が42.9%であるため、半分に減らすことを目標とし21%と設定しております。

2点目は、第1節の3「権利擁護体制の推進」の指標についてですが、前回は手帳を持っていない人に対し、障害がある人に対する差別、偏見の有無を聞いておりましたが、委員より「障害児者が差別・偏見を受けた経験の『特になし』を100%になるように指標を設定した方が有効ではないか」というご指摘をいただきましたので修正しております。

第2節3の特別支援学級の項目についてもご意見いただきましたが、こちらは修正なしとさせていただきます。理由としましては、前回、大野部会長もおっしゃっていたとおり、統合教育も必要ですが、特別教育が必要な部分もあり、今までは特別教育が自分の住んでいた地域では受けることができず遠くに通う形でしたが、普及し受けられるようになってきた経緯もございます。だからといって完全に特別支援学級と普通教育を分けることを目指しているわけではなく、個々のニーズに合わせて対応することを目指しておりますので、見直した結果、修正なしとさせていただきます。

以上が、施策体系に関わる修正部分のご報告です。

続きまして、報告案についてご説明いたします。前回ご提示いたしました構成案に基づき、作成しております。

まず、第1章は計画策定の背景や趣旨、計画の位置づけ期間になっております。

続いて8頁をご覧ください。第2章は松戸市における障害者・児の現状として、手帳所持者数等の推移を22頁まで載せております。23頁からはアンケート調査や障害者関係団体のヒアリング結果を29頁まで載せております。30頁をご覧ください。こちらにつきましては、前期計画と変更した点となりまして、前期計画の総括を入れております。30頁から34頁までは障害者計画について、35頁から36頁までが障害福祉計画、障害児福祉計画となっております。

続きまして39頁をご覧ください。第3章は計画の基本理念・将来像・基本目標を載せております。続いて42頁をご覧ください。計画の体系図となっております。

次に、44頁をご覧ください。施策の体系について前期計画と変更した点は2点です。まず1点目は前期計画においては、重点項目を詳細に載せ、全ての施策は一枚に収まるように現状と課題、取組み等を記載しておりましたが、今回は1枚にはこだわらず、全ての施策について具体的な取組を詳細に記載しております。重点項目については53頁をご覧ください。はじめに「重点」と載せる形にしております。変更のあった2点目については、前期計画では市民アンケート調査を資料編として最後につけておりましたが、今回は委員からのご意見にありました「現状と課題」をわかりやすくするために、図表を加えております。また、前回会議において、第4章の構成として「目指す将来像」、「現状と課題」、「具体的な取り組み」、「具体的な行動」という流れでご提示いたしましたが、報告案は「現状と課題」の後に「目指す将来像」に変更しております。

続きまして、111頁をご覧ください。第5章障害福祉計画です。前期計画とは構成を変更しております。前期計画では、「障害福祉サービスの利用実績と課題、見込み量及びその確保のための方策」の後に「国が定める重点施策と成果目標」となっておりましたが、今回は逆にしております。113頁から「国が定める重点施策と成果目標」を記載し、122頁から「障害福祉サービスの利用実績と課題、見込み量及びその確保のための方策」としております。

最後に152頁をご覧ください。計画の推進に向けた取組みの方策について記載しております。この後ろに用語集を付ける予定でございます。

以上、簡単ではございますがご説明とさせていただきます。

部会長：ありがとうございました。ただいまの報告について質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いいたします。発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

道塚委員：38頁の社会参加や就労についての部分で文化スポーツ活動についてお伺いしたいのですが車椅子バスケットを行う場合に、コートを傷つけるということで体育館を使用できないということがあちこちで起きています。千葉市の場合だと特殊なラバーコートを引いて体育館を使って車椅子バスケットを行えるようになっていきます。あとは、陸上競技場にてパラリンピックの

方たちがスラロームの競技があるのですが、競技場の地面を傷つけるということでスラロームが使えないという陸上競技場があったりします。スポーツに参加しましょうといいながら実際には施設が使えないということがたくさんあります。言っていることと実際に使えることがすごく矛盾していることがあるので、松戸市では障害者スポーツに対して施設の受け入れができていいのかということがあったらいいと思いますが、いかがでしょうか。

部会長：今のご意見に対して事務局よりお答えをお願いします。

事務局：大変申し訳ありません。体育館の車椅子バスケットの競技について、体育館の使用についてということで障害福祉課の方で調べておりませんので、今後スポーツ課等と協議して、普及啓発とコートの利用など競技場の利用について協議してまいりたいと思います。

部会長：ありがとうございます。来年できればオリンピック・パラリンピックがあると思いますので、ぜひそこは注目してやっていただきたいと思います。ほかにご意見ありますでしょうか。

滝本委員：これをみせていただいて、コロナ禍の大変な中で、よくできているなと思いました。一つお伺いしたいのは、コロナ禍が終わった後に修正部分が出てくる可能性があると思いますが、その時には修正を考えておられるのでしょうか。

それから各項目の中で「具体的な取り組み」があります。時間やお金がかかるものもありますが、順位は別として、少なくとも時間やお金がかからなくてできるものが結構あると思います。大分県では学校が再開し、給食が再開されるようになった時に、感染予防の観点から「いただきます」「ごちそうさま」がなくなってしまったので、先生方がどうしたら良いかと考え、それを手話でやろうと考えたそうです。月に一つ手話をやっていけば年間70ほどになります。委員会などを設けなくても現場で5分などでできるものあると思うんです。時間をかけなくてもできることがあると思うので、こういうことについてやるのかどうかをお聞きしたいです。

事務局：ご意見ありがとうございます。計画を作った後の修正につきましては、3年を1周期とした計画としておりますので、中間年2年目に見直しをさせていただく予定にはなっております。

また、手話に対する大変貴重なご意見、ありがとうございます。現在、放課後児童クラブの方でろう者の方のご協力を得ながら、年間でいうと一つの学校1回か2回ということになると思いますが、手話での交流という事業を障害福祉課の方で行っております。ただ、コロナ禍でずっとできておりませんので、おさまってきたら再開してやっていければと考えております。また、中学校の合唱の部活動として手話で歌を発表したいということで中学校で1校、ろうあ者のご協力を得ながら手話で歌を歌う等の、活動を始めており、福祉に興味を持っていただいて、これを少しでも広げていけるように障害福祉課の方でも考えております。以上になります。

滝本委員：どんな小さなことでも毎日やることによって覚えていくので、子ども達も家庭に帰って親子同士でもできるというところまで持って行った方がより進む部分があると思います。

話が飛びますが、渋谷駅で地下鉄を利用されている女性の方が左半身に障害があって、エスカレーターの右にしか乗れないという記事が以前ありました。それを受けて両方に立ちましょと鉄道会社等が喚起していたと思うのですが、これは今どうなっているのかなと思いを調べたところ、東京都では11月30日まで歩かず立ち止まる運動をやっているとのことだそうです。しかし、ある一定の期間の間やるのではなくて、毎回やってもらうことが大事であると思いました。やり方は、駅員の方に呼びかけをしていただいたり、市の方でもボランティアに頼んで乗るところに行ってもらって「右に行きましょう、左に行きましょう」と案内していただいたりというのを何年かやっていけば自然にできるようになると思えました。継続してやっていくということをお願いしたいです。

部会長：今、委員がおっしゃった部分は、計画の理念や考え方である部分を意見に落としこむというところだと思います。その部分を決定していけば、目標や将来図が達成されやすくなるということだと思います。つまり計画を考える視点と計画を達成する視点の両方から見ていき落とし込んで

いくということが必要だということをおっしゃっていただいたのだと思います。

事務局：計画という大きな枠組みをつくるということも皆様のご協力のもとやっているところですが、日々、障害福祉課としても障害者の方、また、ご家族とふれ合う中で福祉について自分たちの手元からできることも少しずつ自分たちの方から見つけていながら、また市民の意見を聞きながらやれることを今後とも進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

部会長：他にご意見ある方は、はいどうぞ。

湯浅委員：報告案 10 頁の身体障害者手帳保持者の内訳は細かく分かれているなと思ったのですが、次の頁の知的障害や精神障害は 18 歳で分かれた内訳になっており、その違いは何かなと思いました。

また、65 歳以上の高齢障害者の方が抱える生活の困りごとや課題をどの程度把握されているのかなという疑問があります。それというのは、親亡き後の問題にも関係してくると思いますので、高齢障害者の困りごとなどの把握をどの程度されているのかを、ぜひ教えていただきたいです。

事務局：障害者手帳の区分につきまして、障害種別という形で統計を取らせていただいているのと障害の区分でいいますと、児童と障害者の区分で分けさせていただいています。身体の障害のある人につきましては、障害別、年齢別という形で取らせていただきました。精神の表が今ご指摘いただいたように障害児と障害者という形でもう少し細かく表示するかにつきまして、もう一度こちらの方で考えさせていただければと思います。

また、65 歳を超えられている方で困っていることについてどの程度把握しているかというご質問ですが、障害福祉では、基本としまして介護保険にお願いするところが多いものですから、介護保険の方で賄えないサービスがありますと、障害福祉の方でもう一度ご相談に乗らせていただいております。

部会長：65 歳という年齢の区切りは介護保険ができた時からずっといわれていることだと思います。他にご意見のある方お願いいたします。

藤内委員：体系の修正案のところの第 2 節 (1) で、「障害の早期療育につなげるための早期発見」ということで乳児健診等を歯科医師会でもやっていますが、1 歳半と 3 歳、入学前の児童検診がありますが、障害を持っておられる方は別に検診とかその間にあるのですか。

事務局：障害をお持ちの児童に対するということなのですが、障害をお持ちということで一般のお子様と違うような検診をするという状況には現在のところございません。

藤内委員：それでは障害をお持ちの方とかは早期に発見をして障害の進行を止めるような働きがあると思うので、これ以外に全部やるのは大変かもしれませんが、希望者だけ集めて検診をするとか、検診の期間が空き過ぎてその間に進んでしまう人もいると思います。10 か月の次が 1 歳半です。その次は 3 歳、5 歳、6 歳なのです。その間に進んでしまうことがあると思うので、何かのきっかけで見かける人が多いと思うので、そこを考えていただけないかなと思いますがいかがでしょうか。

事務局：なかなか今この場でできるお答えできませんが、保健福祉の健診担当やこども発達センター等と今後とも検討をしてまいりたいと思います。

藤内委員：障害を持っている方が増えていますので、考えていただければと思います。よろしく願いします。

道塚委員：先ほど介護保険との関係で 65 歳が分かれ目ということで、施設利用者の方はそのまま障害福祉サービスが使える、在宅の方は介護保険にという形で制度が進んでいるかと思うのですけれども、実際に 65 歳になって障害福祉から介護保険に変わった時にヘルパーさんが使えなくなっ

てしまう、時間数が制限されてしまうということで日常生活に支障をきたしてしまうということが実際に起きています。そういった意味である意味、障害福祉サービスから介護保険に移行した時にサービスが低下してしまう、それから負担が大きくなってしまうということで利用する回数を減らすという方も中には出てきています。障害福祉サービスが必要な方が逆に介護保険によってサービスが使えなくなって日常生活に困難をきたしてしまうという逆のパターンが起きています。この辺りを国の制度上すごく難しいと思いますが、隙間を埋めるような取組みというものはできないものかなと感じるところがあります。検討する余裕があるのかどうかお聞かせください。

部会長：千葉県とかでは切り替えの時の衝撃を和らげるために、利用をある程度継続してというところできた自治体もあると思います。記憶違いでしたら申し訳ありませんが、松戸市でそれができるかどうか、検討の段階に入れるかというところですか。いかがでしょうか。

事務局：全国的な障害福祉制度と介護保険制度で年齢の切り替えというところで狭間に入ってしまう方がいらっしゃるというのは私どもでも聞き及んでおります。市単独でその制度に切り込んでいこうというところまでは、松戸市においても現在は至っておりませんが、今後とも千葉市の例もごございますので、ここで検討できると断言できませんが、国の制度、また、各市の状況を見ながら松戸市でも研究してまいりたいと思います。

部会長：これは松戸市の問題だけではなく日本の問題です。是非、先進的な自治体が私の知る限りではそこしかなかったのも、他にもあると思いますので、ご検討いただければと思います。ほかにまだご発言いただけない委員の方からも是非ご発言いただければと思います。

今成委員：全体的に今回の計画案は現状と課題ですとか具体的な取組みという形で分かりやすく見やすくなったのかなというのが感想です。その中で今後、最後の頁でもいっていますけれども、効果的に計画を実際に推進していくのかということが本当に大事なのかなと思いますし、まさに「市民参加型」をプランとして謳っている中でのコロナ禍で、今後市民の方をいい意味で巻き込んでというか、関心を持っていただきながら障害者の方の生活を今後一緒に考えていけるか。あるいは地域に根ざした形で目に見える形の取組みを実行していくということが重要なのかなと思います。コロナ禍の中で、新たなスタイルを模索せざるを得ないだろうと思います。例えば、インターネットやSNSを活用した形で取り組んでいくことも当然求められるでしょうし、それでもやはり実際に地域で暮らしている方々はダイナミックなつながりであるとか、寄り添う形での関わりですとか目に見える、あるいは顔を合わせるようなつながり方もこういう時代だからこそ求められているのかなと思っています。町内会レベルや民生委員さんの活動ですとか、今までも取り組んできたと思うのですが、改めて目に見えるつながりも当然重要になってくると思います。言葉でいうのは簡単ではありますが、これから松戸市として模索していきながら取り組んでいく必要があるのではないかと思います。感想というか意見となります。

部会長：ありがとうございました。ほかをお願いします。

萩原委員：障害者雇用の部分について意見を述べさせていただきたいと思います。74頁のところに「就労支援・雇用の促進及び安定」ということで、障害者雇用において定着とか安定の部分が重要な話で入っているのかと理解しております。その中で具体的な取組みに合理的配慮を入れていただきたいと思います。障害者の差別解消のところについては56、57頁にその話が入っているのですが、74頁、75頁あたりの具体的な取組みの中に合理的配慮の部分について何かしらを入れていただけるといいのかなと思っています。具体的に挙げるとすれば、事業者向けの障害者雇用促進法になるとは思いますけれども、そちらで決められている合理的配慮の部分について事業者向けにお示しをする、そのような取組みも必要があるのかなと思いましたが、入れていただけるといいのかなと思いました。

部会長：ありがとうございました。72頁の現状と課題のところ盛りに盛り込むのが流れとしてはいいのかなと思います。丸の一つ目のところに合理的配慮に関する文言を入れて文章を構成するという

ところですか。おそらく入れること自体は流れるには難しくないと思います。いかがでしょうか。

事務局：今いただきましたご意見につきましては、これから修正を加えさせていただきたいと思います。

部会長：ありがとうございます。ほかご意見ありますでしょうか。

岩橋委員：細かいところになってしまうのですが、具体的な取組みとして、事業名と内容と担当課という形でそれぞれ頁が構成されていますが、その内容の部分が「～します。」という部分と「～しています。」という2パターンあります。「～します。」というのは、これからもアクションをイメージさせるのですけれども、「～しています。」というのは、あくまで今やっていることなのかなと思います。次のアクションとして、それを起こすのか継続するのかというところがちょっと読みにくいかなと思いますので、例えば、統一した書き方にする必要かなと思いました。

55頁の目標値で参考指標のところ、成年後見を知っていると回答した人の割合とあるのですが、アンケート調査は3種類かけられていると思いますが、この回答した人の対象がどなたなのかというのが、これを読んだだけでわかりにくいので、それを記号等で分かりやすくした方がここだけ見る方にとって親切だと思います。

資料1-1の第1節3の「権利擁護体制の推進」で、前回の指標で意見を申し上げたところで修正反映をしていただいて大変ありがたいと思っております。しかし、その後よくよく考えてみたのですが、障害のある方が当事者として差別偏見を受けているかどうか「受けていな・特にない」という方が100%になるということはもちろん必要ですし、目標とすることに意味があると思うのです。例えば、私が「差別偏見があると思いますか。」というアンケートに答えるとしたら、実際に見聞きしていなかったとしても、あるのではないかと考えてあると答えるのではないかと思います。前の指標で設定していた障害者手帳をお持ちでない一般の方に聞いている質問についても、漠然と社会環境が差別や偏見を持っているように思われているのではないかと思います。地域共生というようなことを理念に謳っていますので、例えば、実行性社会を作っていく視点に立つと、理想的には一般の方も偏見差別はないと答えられるのが理想なのかなと思ひまして、差し出がましいことをしてしまったのかなと思います。どちらが良いということではないのかもしれないのですけれども、一般の方が見た時に「ない」と答えられるような社会を目指していくことも、もう一つの側面として必要なかなと思いましたので、皆様にもご意見をいただければと思います。

部会長：ありがとうございました。資料1-1のピンク色になっている部分ですけれども、障害がある方の意見が指標として出ている一方で、今のお話だとそうでない方の意見も差別がないといい切れるだけの社会になってほしいというところで、どちらも大事です。頁の都合がつくのであれば、両方のせませうか。

事務局：構成上ですと頁数がまだあります。どちらを重点項目とするかについては別としまして、頁の余裕的にはあります。

部会長：では載せましょう。ただ、まず第一は当事者の方の意見になってくるので、参考をつけるかつけないのかは別にしても、見直し案にしておいて、プラスで資料をもう一つ載せる形の方がわかりやすくはなるかなと思います。ありがとうございました。ほかにありますか。

事務局：先ほど説明させていただいた中で、訂正させていただきたいところがございます。以前の障害者計画ですと、8年と長いスパンがあったものですから、中間年で見直し等をさせていただきました。今回の計画から3年間というスパンにさせていただいておりますので、修正という形ではなく、毎年評価について行って、次の計画策定に向けていきますので、その中で中間年の見直しはせずに、毎年評価を行って3年後の見直しをしていくという流れになっているところがございます。先ほどのところを訂正させていただきます。それと、先ほど湯浅委員から年齢区分のところについてご質問いただいたところなのですが、確認いたしましたところ、こ

の報告のスタイルが千葉県に報告するときの内容をそのまま記載させていただいているところ  
でございます。年齢表記区分につきましても、分かりやすく統一するようにしたいと思います。

また、先ほど岩橋委員からのご質問で対象者が分かりにくいというところですが、それにつ  
きましては、こちらの方で表記について考えさせていただいて、分かりやすくさせていただき  
たいと思います。それと、最初にありました事業の内容につきましては、語尾を統一するよう  
にするとともに、新規事業なのか既存事業を拡充したのかという明確な区分を載せるようにし  
てみてわかるようにしますので、ご了解いただければと思います。

部会長：ありがとうございました。なかなか大変な修正になってくると思いますので、よろしくお願  
いいたします。

滝本委員：修正案の1-1でこの中にて「障害のある人への就労の支援」とありますが、書いてあると  
おりですので頑張らせていただいていると思うのですが、コロナにこだわってしまい申し訳ないの  
ですが、こういう状況で職を失う方というのは、厚生労働省のデータから2月から6月に1,104  
人という数字が出ています。現状でそういう部分がでていきますから、早急にできるものは別に設  
ける必要はないのでしょうか。これとは別の考えでしょうか。

部会長：別の考えとした方がいいかと思います。

滝本委員：そうだと思います。現実問題としてそれが一つの形として現れている部分もありますので  
考えて行く必要はないのでしょうか。このようになった場合にはこのようにしますなど、道筋  
だけでもつけておいた方がいいような気がします。

部会長：おそらくそれは障害に限らない問題になってきている部分でもあり、もちろん障害者雇用も  
そうですが、民間雇用においても考えなければいけないことかと思えます。

事務局：今年度に入りまして、市でも緊急対策として事業者の支援をしたり、高齢者については検査  
を支援したりという色々な方策を別途行っていますので、コロナ禍がどこまで続くかわからな  
いですがけれども、緊急対策としてうつつべきところはうってまいります。今回、策定のご協議を  
させていただいております障害者計画については、基本路線を書かせていただいて、別途オプ  
ションとして緊急対策を市でやっていくとご理解いただければありがたいと思っております。

滝本委員：おっしゃるとおり、市の広報を見ていると、松戸市はコロナ対策に対して頑張っているの  
が伝わってきます。この前とかは子どもに図書券を渡すと出ていましたし、そのようなことが  
できるのだらたらという思いがあります。私はそこにに入れてくれといっているのではないで  
す。現実にもそういう問題が起きていますので、何らかの形ですくい上げるような形のもの並  
行して、市民意識をそういうところで持っていくというのがチャンスではないかと思えます。  
これとは違う気がするかもしれませんが、一緒に考えながらやっていくことはまずいのでし  
ょうか。

事務局：先ほどのご意見にもありましたけれども、身近なところで手話を普及するとか、コロナ禍で  
はありますので、講演会などやりにくいところはありますが、具体的に今話が進んでいるもの  
では、八ヶ崎にありますテラスモールにクロネコヤマトがつくっているネコサポステーション  
があるのですけれども、そこにデジタルサイネージが3台ほどあって、そういうところで手話  
の動画を流して立ち止まって手話の様子を見てもらうとか、やり方としては技術革新も含めて  
出てくると思います。既存の事業の中での延長線上で取組んでいければというように思ってい  
ますので、ご理解いただけるとありがたいです。

滝本委員：これに載せてほしいといっているのではないです。コロナ禍でチャンスという言い方はお  
かしいですが、考えるきっかけになると思います。そういうことも含め、別の考え方としてや  
っていただければいいのかなとは思っています。現実にも職を失った人はどんどん出てきていま  
すので、一緒に考えなければいけないのかなと思います。

今成委員：いまのお話は重要だと思っています。実はコロナ禍になる以前からだと思うのですが、全国的には生活困窮者の方に対する支援制度も始まっていて、松戸市の場合は、市というよりは社会福祉協議会が窓口となって、いわゆる生活困窮の方の就労相談という形で具体的に就労につなげる支援、障害という分野と固定せずにやっております。また、若者サポートステーションでは、若い層の就労に向けた取組みというのは以前からあります。若者サポートステーションは年齢を39歳から49歳まで引き上げたりしています。直接就労を紹介するとか斡旋するとは難しいですが、ステップアップでの入口と出口支援という形で既に始まっています。その中で、松戸市の取組みとして障害も含めた福祉相談機関連絡会という名称で、高齢・児童・障害・就労・医療など多分野にわたって会議を定期的に行う中で、生活困窮者の就労準備に関する支援事業者や若者サポートステーションが参加しています。分野をまたいで就労のことも含めて検討していきましょうということをやっている取組みはあるので、そういったところはこういうところに載せられないと思いますが、既に松戸市では取組みが始まっているということはあります。

部会長：よろしいでしょうか。続いて議題の2「その他」ですが、なにかご意見等ありますでしょうか。

藤内委員：少し戻ってしまいますが、「医療的ケア児の中の支援体制の整備」についてですが、医療的ケア児の会議の中でアンケートをとった中で、例えば、摂食指導や口腔ケア等の直接指導を行なってほしい、ということが日本大学歯学部から連携してやっていきたいと書いてありました。大学と松戸歯科医師会が医療的ケア児の実習をやりたいであったり、口腔ケアをやりたい等、色々な希望が書いてありましたので、実現できるように持っていただければと思います。ご検討よろしくをお願いします。

事務局：今回この計画を作らせていただく中で、「医療的ケア児等の支援体制の整備」については重点項目とさせていただきます。今後とも市内の歯科医師会等にご協力いただきながら前に進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

部会長：ありがとうございました。皆様からはご意見いかがでしょうか。もしないようであれば、最後の部会ですので、一言ずつ感想をいただきたいと思います。

岩橋委員：現行計画に引き続いて計画策定のお手伝いをさせていただいたのですけれども、市民参加と地域共生社会は今後重要になってくると思ったところです。普段、直接、障害がある方と接するような毎日を送っていないので、こういう機会に普段気づかないことを勉強させていただいたこと、非常にありがたく思っております。良い計画ができたと思っております。計画に沿って力を注いでいただければと思っております。ありがとうございました。

湯浅委員：今回初めて参加させていただきました、勉強になったと思っております。資料見て分からないことは、事務局に何度もお電話をしたりしてご返答をいただいたりしました。それらを経て、松戸市の障害者施策というのが決まっているのだなと実感することができました。最後のお願ですが、このような協議の場に障害者である当事者がいらっしゃるとベストかなと思っておりますので、このあたりもご検討いただけますと嬉しいです。ありがとうございました。

滝本委員：今年一年間、3回参加させていただきました、本当に勉強になりました。市はこういう形で施策等を打ち出していきますから、もっと市民にPRするようなものをお願いしたいと思しました。市民としては最初に頼るのは市役所です。困ったことがあったらこういうことになっていますと、市民に伝えるような形でやっていると、パーセンテージも上がるのかなという感じがしました。私自身も勉強不足でいろいろなことをいったと思しますが、勉強させていただきました。ありがとうございました。

萩原委員：前回欠席させていただきました。第1回は好きなことって修正していただいたのに、第2回休んでしまって本当に申し訳ないと思っております。議事録とかも拝見させていただく



と、前回活発な議論が出たというように把握しております。今日もいろいろな方面の意見を伺うことができ、非常に勉強になる部会だったかなと思っております。いろんな意見を吸い上げた計画になったのではないかなと思います。計画は作っただけでは意味がないので、実行に移していくということと市民の方に浸透させていくところが重要だと思いますので、本番はこれからだと思います。是非頑張ってくださいと思いますし、私たちも微力ながら力添えをさせていただきたいと思っております。

道塚委員：仕事柄、制度の狭間にいる人たちに関わることが多くてどうやって支援をしていこうかとすごく悩みます。先ほど申し上げた 65 歳以上の介護保険に移行しなければいけないという方が、週 3 回ヘルパーさんが入ってやっと生活を支えているところが介護保険に移行するとヘルパーさんが、週 1 回しか使えなくなり、どのようにして残りを支えるのかというところすごく頭を悩ましたことがあります。制度の狭間が出てきてしまう、その狭間をどのようにして埋めてあげたらいいのかというのが悩みです。それを埋めるのがいろいろな組織が上手く連携を取り合っていくことをつくるしかないのかなと考えたりします。どうしても計画自体には限界があるということ为前提に、狭間をどうやって埋めていくかを、同時に私たちが考えていかなければいけないのかないつも感じて参加させていただいています。自分の仕事にもプラスになっている部分があり、ありがたいと思っております。ありがとうございました。

池田委員：市も細かくやっぴらっしゃるというのは常に感じています。先ほど話がありましたように文章の不統合なところがありました。この資料を作っていただいた方に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今成委員：これまでの計画と比べると、分野横断的な視点ですとか地域社会や市民への視点というのがこれまでよりもすごく感じられる計画になったのではないかなと思います。これからの地域共生社会のプランとして良いものになっているのでないかなと思っております。これをどういかに取組んでいくかということが大切になると思いますので、自分も微力ながら協力させていただきながら、取組んでいければと思っております。ありがとうございました。

藤内委員：歯科医師会も随分勉強させていただきました。歯科医師会単独ではできませんので、お互いの協力を持っていろいろつなげていきたいと思っております。最後にひとつですが、「相談支援体制の充実」で皆さんおっしゃっていますが、みんなに知れ渡って共存できるようにしたいという話ですが、50%にしたほうが目標としてはいいと思っております。目標はもう少し上にあげた方がいいと思っております。

部会長：重点項目の目標値が 50%以上ということで。

部会長：最後に私の方から話したいことは皆さんにさせていただいたのですけれども、行政の計画作成には職業柄いろいろな行政に携わらせていただいています。市民に対する行政の期待度が非常に高い自治体で同じようなものを作っているというのがあります。共通していえることは市民に知らせないといけないということは当然なのですが、一番に知らせないといけないのは役所内です。障害者計画の基本理念等をきちんと理解していただけないと各部署の協力は得られないです。障害者計画に限らず地域福祉計画も各部署が意識してやるということが、すべてが始まっています。庁内の中におけるレクチャーをした上で実施にかかろうという勢いでいただけると幸いです。地域共生課ができて地域福祉課が地域共生社会を 100%理解しているというところではありません。地域共生課も 100%理解しているかというところでもありません。突き合わせてチーム松戸市役所として取り組む体制を作ってからでないと市民の方々は分からないです。まずそこをやっただけだとよいというのが経験上いえることなので頑張ってくださいと思います。長々と失礼いたしました。以上で議事は終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

事務局：大野部会長、また委員の皆様、策定部会に携わっていただき、誠にありがとうございました。本日最後になりますが今後は障害者計画推進協議会の方に報告を諮っていきたいと思っております。ご活発なご意見、ご尽力ありがとうございました。